

熊野川減災協議会 規約（改訂案）

（名称）

第 1 条 この会議は、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 9 項、第 15 条の 10 項に基づき組織することとし、名称を「熊野川減災協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、堤防決壊等に伴う大規模な浸水被害に備え、国、県、市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、熊野川流域市町村において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第 5 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

2 的確な避難行動、水防活動の強化及び一刻も早く災害から復旧するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

3 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

4 その他、大規模な浸水被害に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(対象河川)

第6条 協議会は別図1に示す次の河川を対象とする。

- ・洪水予報河川（熊野川下流部（成川水位観測所）、中流部（日足水位観測所、本宮水位観測所））
- ・水位周知河川（熊野川（浅里水位観測所）、相野谷川（高岡水位観測所）、市田川（下田水位観測所）、板屋川（所山水位観測所））
- ・その他、協議会が必要と認める河川

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局は議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、紀南河川国道事務所流域治水課、和歌山県県土整備部河川・下水道局河川課、三重県県土整備部施設災害対策課に事務局を置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年6月13日から施行する。

本規約は、平成29年7月13日から施行する。

本規約は、令和2年8月19日から施行する。

本規約は、令和4年3月25日から施行する。

本規約は、令和5年2月24日から施行する。

本規約は、令和6年1月15日から施行する。

本規約は、令和7年●月●●日から施行する。

別表 1（協議会委員）

近畿地方整備局	紀南河川国道事務所長
気象庁	和歌山地方気象台長
気象庁	津地方気象台長
和歌山県	県土整備部長
三重県	県土整備部長
田辺市	市長
新宮市	市長
北山村	村長
熊野市	市長
紀宝町	町長

別表 2（幹事会）

近畿地方整備局	紀南河川国道事務所	副所長
気象庁	和歌山地方気象台	防災管理官
気象庁	津地方気象台	防災管理官
和歌山県	県土整備部 河川→下水道局	河川課長
	総務部 危機管理部 危機管理局	防災企画課長
	西牟婁振興局	建設部長
	西牟婁振興局	地域振興部長 地域づくり部長
	東牟婁振興局	新宮建設部長
	東牟婁振興局	地域振興部長 地域づくり部長
三重県	県土整備部	水災害対策監
	県土整備部	施設災害対策課長
	県土整備部	河川課長
	紀南地域活性化局	局長
	熊野建設事務所	所長
田辺市	本宮行政局	総務課長
新宮市		防災対策課長
北山村		総務課長
熊野市		建設課長
紀宝町		総務課防災対策室長 防災対策課長

別表 3（第 3 条第 3 項、第 4 条第 5 項の規定によるオブザーバ）

第 3 条第 3 項（協議会）

電源開発株式会社

西日本支店 支店長代理

関西電力株式会社

再生可能エネルギー事業本部
吉野水力センター所長

西日本旅客鉄道株式会社

和歌山支社 地域共生室課長

第 4 条第 5 項（幹事会）

電源開発株式会社

西日本支店 土木グループリーダー

関西電力株式会社

再生可能エネルギー事業本部
吉野水力センター 奥吉野発電所長
土木係長

西日本旅客鉄道株式会社

和歌山支社 地域共生室課長

別図 1（協議会で対象とする河川区間）



※地理院地図（タイル）（淡色地図）を加工して作成